

2026 年度 立命館大学大学院 家計急変学費減免 募集要項

本制度は、家計急変や自然災害により授業料等の納付が困難となった本学の大学院生の学費を減免することにより、修学の継続を支援することを目的とした制度です。希望される方は、この要項を確認のうえ、出願してください。

1. 制度の概要

- 減免額 採用された学期（セメスター）の授業料相当額
 - ※経営管理研究科の授業料は、春学期は 6 月末時点、秋学期は 12 月末時点の請求額とします。
 - ※当該学期に他の授業料減免を受けている場合または授業料に充当する方法で奨学金を給付される場合は、その減免または充当後の当該学期の請求額が本制度の減免額となります。
 - ※すでに授業料を納付している場合は、過払金として返還します。
- 採用人数 若干名
- 減免回数 在学中 1 回限り

2. 出願資格

本制度への出願については、以下の資格・要件（１）～（３）を満たしていることが必要です。

（１）本学大学院の正規課程に在学する者のうち、以下のいずれかに該当する大学院生であること。

- ① 修士課程、博士課程前期課程
- ② 専門職学位課程（法務研究科を除く）
- ③ 一貫制博士課程の 1 年次または 2 年次
- ④ 法務研究科の 1 年次、2 年次または 3 年次（法学既修者については 1 年次または 2 年次に限る）

※薬学研究科の 4 年制博士課程は対象としません。

※標準修業年限を超えて在学する者、外国人留学生は対象としません。

※長期履修制度により履修している者については、標準修業年限までは対象としますが、標準修業年限を超えた期間は対象としません。

（２）**以下①～④の事由のいずれかが発生したことを必要とします。**

※春学期募集：2025 年 6 月以降、秋学期募集：2025 年 12 月以降に以下の事由が発生した場合

- ① 生計維持者の死亡
- ② 生計維持者が重度後遺障害に認定

重度後遺障害とは以下に該当する場合とします。

 - 1) 「身体障害者福祉法」により身体障害者 2 級以上の認定を受けた場合
 - 2) 「国民年金法施行令」および「厚生年金保険法施行令」によって障害等級 1 級以上の認定を受けた場合

※ 精神障害は対象としません。
- ③ 主たる生計維持者の解雇・勤務先の倒産・破産

主たる生計維持者(父母で収入が多い方)の主たる収入源に以下の事由が発生した場合

 - 1) 給与所得者の場合：勤務先の倒産による失業または勤務先都合による解雇
専従者の場合は、事業主の破産手続き開始決定
 - 2) 会社役員の場合：経営する法人の倒産（破産手続き開始決定）
 - 3) 自営業者の場合：本人の破産手続き開始決定

以下の事由による失職は、出願資格はありません。

- a. 定年退職、定年後の勤務延長・再雇用の終了、遺族年金の支給停止
- b. 自己都合退職、勸奨退職、雇用契約期間の終了、懲戒解雇
(雇用保険受給資格者証の離職理由コード 31 で認定された場合も、勤務先の倒産を伴わない限り出願資格はありません。)
- c. 首長・議員の選挙落選による失業等
- d. 倒産など、公的な手続きが進行中の場合
- e. 勤務先の倒産で退職証明などの公的書類の取得が可能であるにもかかわらず、個人的理由により書類提出がなされない場合

④ 災害により生計維持者の居住する家屋が被害を受けた

災害による生計維持者の居住家屋の「全壊」「半壊(大規模半壊)」「全焼」「半焼」「床上浸水」の被害。

- ※ 被害の程度が半壊以上の場合、出願の対象となります(以下の表参照)。
- ※ 持ち家・賃貸物件のどちらでも可(生計維持者が被災者の罹災証明必要)。
- ※ 家屋以外の被害(物置・ガレージ・塀等)のみの場合は対象となりません。
- ※ 生計維持者の所有する賃貸物件(他人に貸与中)は対象となりません。
- ※ 水害の場合、床上浸水も出願の対象ですが、床上浸水であっても準半壊以下の場合は対象外となります(床下浸水も対象外)。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 ※	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
	出願資格の対象となる被害の程度(半壊以上)				出願資格の対象外	

※損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

■ 生計維持者とは、原則、出願者の「父」・「母」両方とします。

- ・ ひとり親家庭の場合は、扶養・親権などを示した公的書類をもとに生計維持者を判断します。
- ・ 養子縁組などをされている場合は、実父母・養父母と本人との関係等で判断します。
- ・ 父母両方(ひとり親家庭の場合は、父母どちらか)が、死亡・身体障害により生計を維持することができない場合で、その父母に代わり生計を維持する者は、その状況を示す証票(公的書類)を提出のうえ、その証票をもとに生計維持者を判断します。

※以下のすべての条件を満たす場合、出願者(配偶者含む)を「独立生計者」とします。

- ・ 所得税法の取扱いにおいて、父母等の扶養でないことが証明できる場合。
 - ・ 本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される場合。
- 出願者(配偶者含む)が「独立生計者」である場合は、事前に学生オフィスまで相談してください。

(3) 上記(2)の事由発生後の生計維持者の年間収入が、給与収入の場合 600 万円以下、自営業その他所得の場合 197 万円以下であること。

※上記(2)(3)の家計急変事由・災害被災状況・家計収入状況は、すべて客観的にその状況を証明する書類(公的機関による証明書類、その内容を証明する資格・権限のある第三者による証明書類(勤務先会社・弁護士等の証明))により判断します。

※同一の急変事由を根拠に学部在籍中に「父母教育後援会家計急変奨学金」、「父母教育後援会災害支援奨学金」および「立命館大学家計急変学費減免」を給付された場合、出願不可とします。

3. 選考基準・方法

出願資格を満たす方の中から、家計急変後の生計維持者の収入・所得が厳しい方から順に予算の範囲で採用します。
給与収入とその他所得(自営業・農業等)の換算は、日本学生支援機構の定める基準を準用し、大学で換算し選考します。

4. 出願方法

申請フォームより Web 申請

＜春学期＞ <https://cw.ritsumeai.ac.jp/campusweb/SVA20D0.html?key=SUR20260302100848918621201>
 ＜秋学期＞ <https://cw.ritsumeai.ac.jp/campusweb/SVA20D0.html?key=SUR20260302102353129621201>



Web 申請にて、収入所得および家計急変・災害被災の状況を証明する書類等の写真データの添付が必要です。

※詳細は「7. 提出書類の作成と準備」(P.4～)を確認してください。

出願 (Web 申請) 締切

募集学期	出願期間 (締切厳守)	採否発表日
春学期	2026 年 6 月 1 日 (月) 9:00 ～2026 年 7 月 3 日 (金) 17:00	2026 年 7 月 29 日 (水)
秋学期	2026 年 12 月 1 日 (火) 9:00 ～2027 年 1 月 6 日 (水) 17:00	2027 年 1 月 27 日 (水)

5. 採否発表

採否通知は、上記「採否発表日」に出願者 (院生) 宛に RITSUMEIKAN STUDENT PORTAL にて通知 および 保証人 (生計維持者) あてに郵送にて通知します。

6. その他

他の奨学金との併用・併給について

本制度は、日本学生支援機構奨学金や本学独自奨学金を含む他の奨学金と併給できます。ただし、併給できない場合等については以下の注意事項を確認してください。

【注意事項】

※本制度を含む、授業料減免もしくは授業料から差し引く方法により給付する奨学金を複数受給する場合の給付金額は、当該学期の授業料額が上限となります。

※他の奨学金の定めなどにより併給ができない場合があります。

■本奨学金に関する問い合わせ先

立命館大学 学生オフィス 奨学金係

専用ダイヤル：0570-067-670

平日 9:30～11:30、12:30～17:00 (火曜のみ 12:30～17:00) ※土日・祝日は閉室

■個人情報の取扱いについて

今回提出される願書や家計状況を示す書類等の情報は、奨学金の選考に利用します。また、今後の奨学金の募集案内においても利用する場合があります。出願情報は、この利用目的の適正な範囲内においてのみ利用され、外部に提供することはありません。

<よくある質問>

Q：「祖父」が大学の学費を負担してくれており、大学院の授業料も負担してくれる予定だったが亡くなった。出願できるか。

A：出願資格にある生計維持者は「父」「母」です。原則「父」「母」がご健在である限り、祖父母は生計維持者には該当しません。ただし、「父母両方がすでに死亡している」や「父母両方が重度の身体障害者で就業不能であり生計を維持することができない」などのご事情がある場合のみ、そのご事情を示す書類と祖父が生計を維持および学費を負担していた（する予定の）証明書を提出していただくことで出願資格を認めることがあります。

Q：勤めていた会社を退職した。いわゆる肩たたき(勧奨退職)で実質は「解雇」なのだが、出願できるか。

A：雇用保険受給資格者証に記載された「離職理由コード」により判断します。「解雇(11)」の記載があれば出願資格があります。「事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職(31)」「雇止め(21・22)」等の場合、出願資格はありません。ただし、上記の場合でも、勤務していた会社が倒産したことによる退職であることを証明いただければ出願資格を認める場合があります。

Q：本人の母親が3箇所働いていたが、そのうちの一つを会社都合で解雇された。出願できるか。

A：解雇・自営業の破産の出願対象者は、父母のうち急変前の収入が多い方を主たる生計維持者とします。その主たる生計維持者が数箇所で勤務している場合、一番収入額が多い会社等に発生した事由を対象とします。上記の例で、父親より母親の収入が多い場合かつ、解雇された会社からの収入が、母親の収入のなかで一番多い場合は対象となります。

7. 提出書類の作成と準備

選考にあたっては、公平・公正を期すために、収入所得・家計急変事情などに関する証明は、その事情を証明する書類を提出する必要があります。必要書類を準備のうえ提出してください。

※急変事由が直近に発生した等で公的書類の発行が出願日までに間に合わない場合は、相談してください。

※必要書類の提出がない場合、選考ができず不採用となります。

※出願後に追加書類の提出が必要な場合があります。また、電話等でご事情を詳しくお伺いすることもあります。

「その事情を証明する書類」＝客観的にその状況を証明する書類

- ・公的機関による証明書類
- ・その内容を証明する資格・権限のある第三者による証明書類(勤務先会社・弁護士等の証明)

収入所得に関する証明書類

父母両方の「所得証明書（課税証明書）」の令和8年度（2026年度）を提出してください。

この証明書の収入所得欄をもとに選考をおこないます。

- ・「急変事由①生計維持者の死亡」の場合は、逝去された方の所得証明書の提出は不要です。
- ・「急変事由③生計維持者の解雇・勤務先の倒産・破産」の場合は、解雇された会社等の収入・所得は大学で選考対象から除外します。
- ・上記以外で、収入所得に変化があるなどのご事情がある場合は、それを示す書類を提出してください。

（例）重度後遺障害により勤務していた会社を休職・退職した。→ 休職・退職証明書等

配偶者が死亡・重度後遺障害になったことにより介護等の関係で休職・退職した。→ 休職・退職証明書等

＜具体的な「収入所得および家計急変・災害被災の状況を証明する書類」 例示 ＞

写真データを Web 提出

※以下は、最低限必要な書類を例示しています。

※Web 申請フォームで提出する証明書類は、記載内容が判別できる画質の写真データを添付してください。

また、A4 サイズで印刷した際に文字が判別できるようにしてください。

① 生計維持者の死亡

	書 類	備 考
☐	院生本人の戸籍全部事項証明書（発行されてから 3 カ月以内のもの・生計維持者の死亡日記載のもの）	本人との扶養関係も確認します。
☐	所得証明書（課税証明書） 令和 8 年度(2 0 2 6 年度)	2 0 2 5 年 1 ～ 1 2 月の収入を示したもの。 市区町村役場にて入手してください。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。

② 生計維持者が重度後遺障害に認定 ※精神障害は対象となりません。

	書 類	備 考
☐	院生本人の戸籍全部事項証明書（発行されてから 3 カ月以内のもの）	扶養関係を確認します。
☐	所得証明書（課税証明書）父・母両方 令和 8 年度(2 0 2 6 年度)	2 0 2 5 年 1 ～ 1 2 月の収入を示したもの。 市区町村役場にて入手してください。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
☐	身体障害者手帳（1 級・2 級）	取得者および取得年月日がわかるページ 更新日がある場合は該当ページも含めて提出してください。
☐	障害者年金証書（1 級）	障害者年金を受給されている場合 受給者および認定年月日がわかるページ

③ 生計維持者が解雇・勤務先の倒産・破産

主たる生計維持者(父母で収入が多い方)の主たる収入源に以下の事由が発生した場合

1) -1 給与所得者の場合：勤務先の倒産による失業または勤務先の解雇

	書 類	備 考
☐	院生本人の戸籍全部事項証明書（発行されてから 3 カ月以内のもの）	扶養関係を確認します。
☐	所得証明書（課税証明書）父・母両方 令和 8 年度(2 0 2 6 年度)	2 0 2 5 年 1 ～ 1 2 月の収入を示したもの。 市区町村役場にて入手してください。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
☐	源泉徴収票（解雇された会社の分）	複数の会社に勤務している（いた）場合は、全会社分提出
☐	雇用保険受給資格者証	両面（表・裏とも）提出してください。

1) -2 専従者（給与所得者）の場合：事業主の破産手続き開始決定

	書 類	備 考
☐	院生本人の戸籍全部事項証明書（発行されてから 3 カ月以内のもの）	扶養関係を確認します。
☐	所得証明書（課税証明書）父・母両方 令和 8 年度(2 0 2 6 年度)	2 0 2 5 年 1 ～ 1 2 月の収入を示したもの。 市区町村役場にて入手してください。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
☐	源泉徴収票（専従者の分）	複数の会社に勤務している（いた）場合は、全会社分提出
☐	確定申告書第一表・第二表（事業主の分）	税務署が申告を受け付けたことがわかる状態で提出してください（電子申告受信通知コピー提出など）。
☐	破産開始手続決定通知書（事業主の分）	

2) 会社役員の場合：経営する法人の倒産（破産手続き開始決定）

	書 類	備 考
☐	院生本人の戸籍全部事項証明書（発行されてから 3 カ月以内のもの）	扶養関係を確認します。
☐	所得証明書（課税証明書）父・母両方 令和 8 年度(2 0 2 6 年度)	2 0 2 5 年 1 ～ 1 2 月の収入を示したもの。 市区町村役場にて入手してください。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
☐	源泉徴収票	複数の会社に勤務している（いた）場合は、全会社分提出
☐	当該法人の履歴事項全部証明書	
☐	破産開始手続決定通知書（法人）	

3) 自営業者の場合：本人の破産手続き開始決定

	書 類	備 考
☐	院生本人の戸籍全部事項証明書（発行されてから 3 カ月以内のもの）	扶養関係を確認します。
☐	所得証明書（課税証明書）父・母両方 令和 8 年度(2 0 2 6 年度)	2 0 2 5 年 1 ～ 1 2 月の収入を示したもの。 市区町村役場にて入手してください。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
☐	確定申告書第一表・第二表	税務署が申告を受け付けたことがわかる状態で提出してください（受領印がある、電子申告受信通知コピー提出など）。
☐	破産開始手続決定通知書	

④ 自然災害による生計維持者が居住する家屋の被害

	書 類	備 考
☐	院生本人の戸籍全部事項証明書（発行されてから 3 カ月以内のもの）	扶養関係を確認します。
☐	所得証明書（課税証明書）父・母両方 令和 8 年度(2 0 2 6 年度)	2 0 2 5 年 1 ～ 1 2 月の収入を示したもの。 市区町村役場にて入手してください。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
☐	罹災証明書もしくは被災証明書	被害の程度（全壊・半壊など）が記載されていること。 罹災者・被災者が記載されていること。 生計維持者が居住する家屋の証明書であること。